親会社 吸収合併

子会社

親会社

子会社 B

企業の吸収合併

企業の会社分割

子会社 A

▼組織再編

の会計

2. ①

1. ①

および会社分割の会計処理につ

事業が存在し、独立の経営を行

う方が効果的と考えられる場合

#### 合や分社化等の組織 再編における、 企業グループ内の統

いて教えてください。 の企業群をグループ 資本関係のある複数

として、一体の経営

営の効率化のために片方を存続 や機能が重複している際に、 は別であるものの取り扱い商品 ます。それらの企業で、 を行っている企業はよく見られ 法人格

> があります 会社として吸収合併を行うこと また、単独の企業内に複数の (図表①)。

的とした、合併および会社分割 業戦略上あるいは資本政策を目 場合に、会社分割という手法を 用いることがあります(図表2) 営資源の機能別に分社化を行う 本稿では、企業グループの事 販売機能や物流機能など経

等の組織再編について、 解説します。 理に焦点をあてて 会計処

子会社 タテの分割(分社型) ヨコの分割(分割型)

図表①

親会社

吸収合併 子会社

図表2

親会社

1. ⑦

2. 7

事業分離等に関

業結合に関する会 計基準第21号) 計基準」(企業会 については、「企 における会計処理 処理 企業の組織再編

> 下の取引とします。 の会社の会計処理も、

指針第10号)に規定されてい 適用指針」 び事業分離等会計基準に関する 第7号)「企業結合会計基準及 する会計基準」(企業会計基準 (企業会計基準適用

規定されています。 いては、会社計算規則において 本稿で取り扱う100%資本

帳簿価額により計上します。 移転直前に付されていた適正な は、企業グループ内を移転する て会計処理を行います。ここで 通支配下の取引」(注1)とし 関係の合併の会計処理は、 資産および負債は、 原則として 一共

するとみて移転損益を計上せず、 業に関する投資がそのまま継続 の株式のみである場合の分割元 における、対価が分割先の会社 100%資本関係の会社分割 移転した事 共通支配 ⑦親会社が子会社を吸収 することになるため、 対して対価を交付し、 式を交付

ルティング 公認会計士 ㈱キャピタル・ストラテジー・コンサ (商工研相談業務委嘱先

#### 長井一 浩

おける株主資本の内訳項目につ 組織再編に 対価として受け取る子会社株式 等の取得価額は、 て算定します。 に係る株主資本相当額に基づい (注1) 共通支配下の取引とは、 その支配が一時的ではない場合の 企業結合をいいます。 の株主により最終的に支配され 業結合を行う当事者である企業 (または事業) のすべてが、 移転した事業

同

これに関連して、

## 吸収合併の会計処理

認可等、一部例外はあります)。 の資産負債や権利義務は丸ごと 存続会社に引き継がれます(許 100%親子間の吸収合併 存続会社が消滅会社の株主に 消滅会社

式を発行せずに行うことが一般 親会社が自分自身に株式を発行 親会社)に対価として親会社株 この場合、子会社の株主 (発行)することは 親会社株

的です。 図表3 存続会社の会計処理① います。 借方 資産 XXX 負債 XXX これを無対価合併とい 抱合せ株式 消滅差損(益) 子会社株式 XXX XXX

対価にはできません。

親会社

部門)を分割する場合、

子会社

つ子会社Bに対してa事業(一

子会社Aは共通の親会社を持

割=ヨコの分割

分割する場合(分割型吸収分 会社Aのa事業を子会社Bに

図表4 存続会社の会計処理② 借方 貸方 XXX 負債 XXX 資産 子会社株式 XXX 株主資本\* XXX

3 77 17 17120	,,,,	1/11/	, , , , ,	
(自己株式として存続会社純資産の△項目)				
図表6	分割会社(	親会社)の	会計処理	
借	方	貸	方	
負債	XXX	資産	XXX	
フム牡サギ	\/\//			

丁云仙休丸	***		
図表6	承継会社(	子会社)の	会計処理
借方		貸方	
資産	XXX	負債	XXX
		株主資木*	XXX

図表	7	分割会	社Aの会計が	<b>処理</b>
借方		貸方		
負債		XXX	資産	XXX
子会社B株式 (受入)		XXX		
株主資本*		XXX	子会社B株式	XXX

	図表	8	承継会社Bの会計処理		
	借	方		貸	 方
資産			XXX	負債	XXX
				株主資本*	XXX

			^^^	
図表 9 親会社の会計処理				
借方			貸方	
子会社B株式	XX	X 子会社A株式	t** XXX	

(PL項目)

継がれます。親会社が100% 損益項目)で計上します 差額を「抱合せ株式消滅差損 保有している子会社株式は、 親会社に適正な帳簿価額で引き 目(損益計算書〈PL〉 株式の帳簿価格と増加資本との 会社自体が消滅するため子会社 (益)」として消滅させ、 子会社の資産負債はそのまま の特別 損益項 回 表

# ①子会社が親会社を吸収

滅会社である親会社の株主に対 して子会社株式を交付します。 この場合は、 存続会社である子会社は、 前述のように無

引き継がれます。子会社におい が生じることになります。 するか子会社にするかによって、 ますが、親会社が保有する子会 特に純資産および損益)に違い 項目となります として、純資産のマイナス(△) ては、当該株式は 社株式もそのまま金庫株として 資産負債は子会社に引き継がれ 合併後の財務内容(貸借対照表) 合併でも、存続会社を親会社に このように、同じ親子関係の (図表4)。 「自己株式

### 会社分割の会計処理

、資産や負債をはじめ、 会社 (分割会社) の営む事業 ヒト

> た類型があります。 やヨコの分割 会社を受入先(承継会社) します。タテの分割 て移管し、受入先は対価を交付 新設の会社あるいは既存の (分割型) とい (分社型) とし

⑦親会社が既存の100%子会 割する場合(分社型吸収分割 親会社は、100%子会社に =タテの分割 社に対して親会社の事業を分

対して親会社の事業(一部門 (発行) を分割する場合、子会社は移転 に対価として子会社株式を交付 で受け入れるとともに、 する資産負債を適正な帳簿価額 します (注2)。 親会社 親会社

モノ・カネといった経営資源) \*株主資本の内訳項目は会社法の規定に従います
\*\*子会社Aとa事業の簿価純資産/時価純資産/事業価値
等の比率で按分します

簿価額を移転する処理を行うと

を受け入れます (図表66)。 同時に、子会社が発行する株式

①共通の親会社を持つ子会社 A

と子会社Bの間において、

は、

事業に関する資産負債

0

比率 き換えられたものとして適切な す。親会社は、a事業に関する 社にB株式の現物配当を行い とともに、子会社Aに対価とし を適正な帳簿価額で受け入れる 式を受け入れます(図表♥❸9) てB株式を交付(発行) Bは移転する a事業の資産負債 A株式の帳簿価額をB株式と引 (注2) 対価を発行しない (注2・注3)。子会社Aは親会 注3)この場合、子会社Bの株式 うという形をとっています をいったん子会社Aに交付し、 〔事業価値等〕で按分し、 会社Aが即座に親会社に配当を行 (簿価純資産/時価純資産 場合もあり得ます。 します (無対価 B 株

Dホームページ( https://www.shokoken.co.jp/ )に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。